



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項)

(取扱課室名) ページ

○ 規則

*47 和歌山競輪場管理条例施行規則の一部を改正する規則 (商工観光労働総務課) 1

規 則

和歌山県規則第47号

和歌山競輪場管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年9月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山競輪場管理条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山競輪場管理条例施行規則 (昭和25年和歌山県規則第43号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第2条～第6条 略</p>	<p>第2条 条例第3条に規定する規則で定める使用料は次のとおりとする。</p> <p>(1) 競輪場 (選手宿泊施設及び売店を除く。) 使用料</p> <p>ア 自転車競技法 (昭和23年法律第209号) に基づく使用の場合 1競輪開催期間につき勝者投票券売上金額に1,000分の50を乗じた額 (電話投票による勝者投票券売上額分については、当該額に1,000分の25を乗じた額) に100分の108を乗じて得た額 (1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)</p> <p>イ 自転車競技法による使用以外の場合 知事が別に定める額</p> <p>(2) 選手宿泊施設使用料 知事が別に定める額</p> <p>(3) 売店使用料</p> <p>ア 自転車競技法に基づく競輪開催期間中の場合 (1競輪開催期間が6日の場合に限る。) 1競輪開催期間につき次に定める額</p> <p>⑦ 特別観覧席 3万9,960円</p> <p>⑧ その他 14万4,720円</p> <p>イ 自転車競技法に基づく競輪開催期間中の場合 (1競輪開催期間が6日の場合を除く。) 1競輪開催期間につきア⑦及びア⑧に定める額を6で除した額に開催日数を乗じて得た額 (その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)</p> <p>ウ 自転車競技法に基づく競輪開催期間中以外の場合 知事が別に定める額</p> <p>2 知事は、特別の理由があると認めるときは、前項の使用料を減免することができる。</p> <p>第3条～第7条 略</p>

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。